

措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者飲酒禁止法」や「未成年者喫煙禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止（内閣府、国税庁）

国税庁²⁸は、未成年者飲酒防止を始めとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理者の選任を義務付けるなどの所要の措置を講じている。また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報などを踏まえ、職員が表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクトの取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

未成年者の飲酒を含む不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ること等を目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）が平成26（2014）年6月に施行された。内閣府は、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進すべく、同法に基づく基本計画の策定に向けた検討を進めており、平成28年（2016）年5月末までに基本計画として閣議決定することとしている。また、同法に定めるアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日～16日）等を通じ、未成年者飲酒の防止等の啓発を行っている。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省²⁹は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

1 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を

28 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

29 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

行っている³⁰。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成。）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、仕事と生活の調和連携推進・評価部会では、ワーク・ライフ・バランスの重要性に鑑み、「女性活躍加速のための重点方針2015」等を踏まえ、平成27（2015）年12月、「仕事と生活の調和連携推進・評価部会報告書～公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについて～」を取りまとめた。さらに、報告書を踏まえ、社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平27法64。以下「女性活躍推進法」という。）第20条に基づき、平成28（2016）年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を決定した。同指針では、国の契約のうち、新たに、総合評価落札方式等による事業で女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平15法120）（以下「次世代法」という。）、若者雇用促進法に基づく認定等を取得した企業を、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として加点評価することとしている。

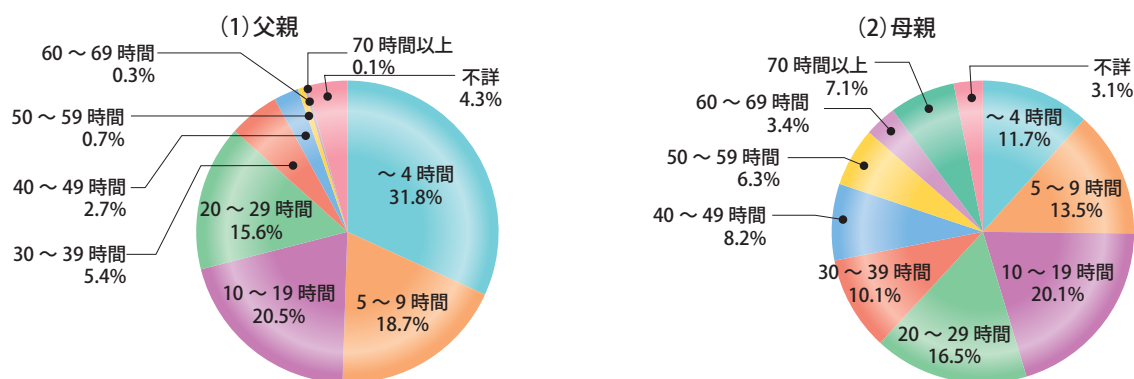
内閣府では、社会的気運の醸成のため、国民運動「カエル！ジャパン」キャンペーンを展開している。平成28（2016）年度には、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進するため、関係団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催する。また、企業における仕事と生活の調和推進のため、経営者・管理職等によるマネジメント等の好事例を調査・研究し、その結果を周知することで企業における意識啓発を促進する。

(2) 仕事と子育ての両立支援（厚生労働省、農林水産省）

◇父母と子供たちとの1週間の会話時間について、10時間に満たない者の割合が、母親で25.2%であるのに対し、父親では半数にのぼった。

◇父母の帰宅時間について、特に父親の帰宅時間は遅く、3割以上の父親が8時以降に帰宅。10時以降の帰宅も1割にのぼった。

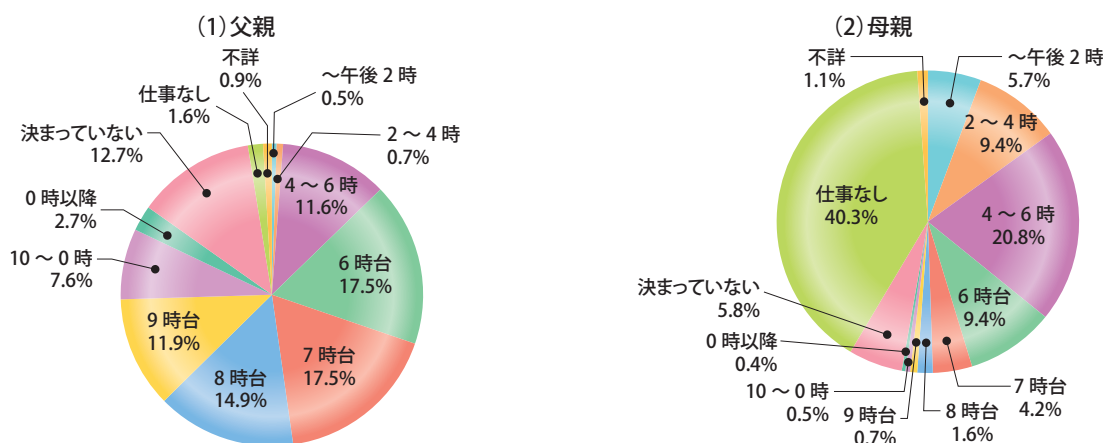
第4-24図 父母と子供たちとの会話時間（1週間当たり）（平成21年）



（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」

30 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>

第4-25図 父母の帰宅時間（平成21年）



（出典）厚生労働省「全国家庭児童調査」

厚生労働省は、「育児・介護休業法」(平3法76)³¹の周知・徹底を図るとともに、法律に規定されている育児・介護休業や所定労働時間の短縮などの措置などの両立支援制度を安心して利用できる職場環境の整備を支援している³²。なお、育児・介護休業法については、育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件の緩和や、介護休業を3回まで分割して取得できるようにすること、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づけることなどを内容とする改正が行われ、平成29（2017）年1月1日から施行される予定である。また、「次世代法」に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出の促進や、厚生労働大臣の認定・特例認定制度と認定マーク（愛称：くるみん）、特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）の認定取得促進と認定に基づく税制優遇措置の周知を図っている。さらに、両立支援等助成金の支給や「女性の活躍・両立支援総合サイト」による情報の一元的な提供、企業への表彰、男性の仕事と育児の両立を推進するイクメンプロジェクトなどにより、仕事と家庭の両立に向けた職場環境の整備を促進している。

農林水産省は、農業経営体などにおいて、仕事と子育てを両立し、女性の活躍を推進するため、家族間で仕事や家事の役割分担などを定める家族経営協定の締結の促進などを通じた普及啓発活動を行っている。

31 短時間勤務制度の措置義務や所定外労働を免除する制度の新設のほか、父母がともに育児休業を取得する場合の休業期間の延長（パパ・ママ育休プラス）など父親の育児休業の取得を推進するための制度の導入を内容とする改正が平成21（2009）年6月に行われた。このうち、短時間勤務制度・所定外労働の免除の制度・介護休暇については、従業員数100人以下の事業主は適用が免除されていたが、平成24（2012）年7月に全面施行された。

32 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/